＜移動用リフト（入浴用リフト）貸与の流れ＞

利用者は、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に入浴用リフト貸与について相談する。

↓

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員は、主治医に意見をきく。
サービス担当者会議を開催して入浴用リフト貸与について検討する。

↓

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員は、市へ箕面市指定（介護予防）福祉用具理由書及びケアプラン並びに協議書（初回のみ）を提出する。(必ず貸与開始前に提出してください。)

↓

市理学療法士及び作業療法士は、利用者宅を訪問し、入浴用リフト貸与が必要かどうかを審査する。（福祉用具購入や住宅改修などで代用できないかどうかなど）

↓

市は入浴用リフト貸与の可否を決定する。

↓

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員は、ケアプランに入浴用リフト貸与を位置づける。

↓

入浴用リフト貸与サービスの利用開始。

↓

定期的なケアプランの見直し。

認定の更新等があった際は、その都度、市へ、箕面市指定（介護予防）福祉用具理由書及びケアプランを提出してください。なお、身体状況に大きな変化がなければ、協議書の提出は不要です。

年　　月　　日

箕面市市民部

介護・医療・年金室長　宛

箕面市移動用リフト（入浴用リフト）貸与に関する協議書

次の利用者の移動用リフト（入浴用リフト）貸与について、協議書を提出いたします。

被保険者番号	
被保険者氏名	
住所	
介護度	要支援１・要支援２・要介護１
福祉用具名	
＜移動用リフト（入浴用リフト）を貸与する理由＞	
担当事業所名	
担当者名	

＊主治医の意見及びサービス担当者会議の検討内容のわかるものを添付してください

市記入欄

実地調査日	年　　月　　日
確認者	
特記事項	
保険給付	可　・　否